

簡便法を巡る実務の疑問に答えます！

退職給付会計「簡便法」 制度の理解と採用のポイント

東京開催
10月18日
金

- ★ 退職給付会計（簡便法）の考え方と適用対象となる会社
- ★ 中小規模の会社が採用する退職給付制度の内容
- ★ 簡便法における退職給付引当金と費用の計算方法、設例を使って具体的に解説
- ★ 「退職給付債務」、「年金資産」とは
- ★ 「原則法」と「簡便法」の違いと「原則法」への変更時の注意点
- ★ 簡便法の実務に携わっている人がよく疑問に思うことに答えます！

退職給付会計は、退職金制度や退職年金制度を取扱っており、制度や年金の仕組みに詳しくなければ理解が難しいと言われていています。また、「数理計算」によって債務の額を算定するなど、その中身はとても複雑そうに見えます。その一方で、退職給付会計基準では、中小規模の会社においては「簡便法」という処理を認めており、上場会社の子会社を含め中小規模の会社の多くが簡便法を採用しています。この講座では、簡便法を通じて退職給付会計を理解しながら、簡便法のメリットやデメリット、採用する上での留意点など、設例や事例を用いて分かりやすく解説します。

日時 2019年10月18日(金) 13:30～16:30 (質疑応答を含む) ※受付13:15～

会場 鉄鋼カンファレンスルーム 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング(南館4階)

受講料 19,800円 [会員 17,600円] (テキスト、消費税を含む)

申込方法 ホームページからお申込みください。

このセミナーは会員特典「セミナー無料クーポン(Webクーポン)」の対象です。

※クーポンのご利用は「税研ウェブサービス」から(右記QRコードからサイトへのアクセスが可能です)。

※キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。代理の方のご出席もお受けいたします。当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。



講師紹介

公認会計士 大保 裕司氏

2003年公認会計士登録。大手監査法人で国内上場会社の会計監査など法定監査及び国際業務に従事。現在は大保公認会計士事務所代表。企業年金総合プランナー(1級DCプランナー)、ファイナンシャルプランナー(CFP)。執筆「現場の疑問に答える 退職給付会計の基本Q&A」(税務経理協会)、「会計用語辞典」(日本経済新聞社 片山英木 井上雅彦 編)。

問合せ先



丸の内税研アカデミー

MARUNOUCHI ZEIKEN ACADEMY

東京都千代田区丸の内1-8-2
鉄鋼ビルディング

TEL.03-6777-3450

セミナー検索
お申込みは

《主なセミナー内容》

I 退職給付会計（簡便法）の考え方と適用対象となる会社

- ・加入者が300人未満なら即簡便法か、300人を超えたら必ず原則法か？

II 退職給付制度の種類

退職給付会計を理解するためには、中小規模の会社が採用する退職給付制度とその特徴、退職給付会計との関係を知ることが重要です。

- ・一時金制度と年金制度の違い
- ・確定給付年金制度と確定拠出年金制度
- ・引当金を計上しない制度もある
- ・中小企業退職金共済

III 退職給付引当金と費用の計算

- ・費用の額は引当金の増減で決まる？
- ・年金制度では引当金を計上しない場合もある
- ・支払や掛金がある場合はどう処理する？
- ・退職一時金制度の場合（設例）
- ・退職年金制度の場合（設例）

IV 引当金の基礎となる退職給付債務の考え方

退職給付において従業員に対する支払義務は「退職給付債務」と呼ばれ、採用する退職給付制度によって算定方法が異なります。簡便法の場合の退職給付債務はどのように算定するのでしょうか。特に、退職年金制度を採用している会社では注意すべき点があります。

- ・簡便法にもいくつかのやり方がある
- ・「期末自己都合要支給額」、「数理債務」とは？
- ・年金の財政決算日と会計上の決算日が異なる場合は？

V 年金資産

退職年金制度では将来の支払いのために「年金資産」が積立てられます。どのようなものが年金資産となるのか、年金資産はどのように評価するのかについて解説します。また、退職一時金制度でも年金資産を設定できることがあります。それはどのようなものなのでしょうか。

- ・簡便法も時価で評価
- ・時価が変動すると損益へ影響する？
- ・退職給付信託の取扱い

VI 原則法との違いと簡便法から原則法への変更

簡便法はどう簡便なのでしょう。会計基準ではあくまで「原則法」が求められていますので、「原則法」の概要を把握したうえで、「簡便法」がどのように簡便なのかを理解します。そのうえで、「原則法」へ変更しなければならない状況や変更する際の注意点について解説します。

- ・実は予算管理が難しい簡便法
- ・退職金の給付水準が変わったら？
- ・原則法へ変更したら損？益？
- ・原則法から簡便法への変更もある？
- ・年金資産の時価

VII その他の論点

税金と税効果、損益計算書における計上区分、上場会社（子会社を含む）の場合の注記に必要な情報と開示例、IFRSにおける取扱い、退職給付制度を変更する場合など、その他の論点や留意点について設例を交えて解説します。

- ・税効果会計もシンプルに
- ・損益計算書では原則として「営業費用」に
- ・マイナスの費用もありうる？
- ・簡便法はIFRSで認められるか？
- ・制度が変わったら損？益？

「退職給付会計『簡便法』制度の理解と採用のポイント（10/18）」

お申込みは
税務研究会ホームページの各セミナー募集ページにある
受講申し込み からお願いします

セミナー検索 お申込みは



【ご注意事項】

- ◇ 受付後、受講票をメールで送信します。請求書・郵便振込用紙は別途郵送いたします
- ◇ 受講票は原則として受講者へメールで送信しますが、お申込み担当者への送信をご希望の場合は、お客様情報入力フォームでご担当者のメールアドレスをご入力ください
- ◇ 会員特典「セミナー無料クーポン（Webクーポン）」をご利用の場合は「税研ウェブサービス」からお申込みください ※クーポン対象講座に限る
- ◇ キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください（受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります）

※ 15時を過ぎてからのご連絡・当日欠席の場合、返金はいたしません。また、Webクーポンご利用時は使用したものとみなします